

2. 学校図書館の充実について

- (1) 図書検索システム導入について
- (2) 学校図書館教育支援員から学校司書へ
- (3) 学校図書館教育支援員の待遇改善について

【答弁】

2. 学校図書館の充実についての(1)(2)(3)について、順次お答えいたします。

はじめに、(1)について、お答えいたします。

議員ご指摘のように、本市では、現在中学校1校において図書検索システムを導入しているところでございます。システムを導入した中学校では、図書の貸出・返却・予約の処理がパソコンを使って効率的に行うことができ、貸出冊数の大幅な増加につながっております。

一方、他の学校におきましては、手書きの図書カードを活用して貸出業務を行っており、図書検索については、学校図書館教育支援員が専門性を生かして必要な図書を案内しているところでございます。

本市教育委員会といたしましては、学校図書館教育の更なる充実に向け、図書検索システムの導入は有用であると認識しておりますことから、現在進めております学校現場のICT環境整備をふまえて検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)について、お答えいたします。

学校図書館法では、「学校には専ら学校図書館の職務に従事する学校司書を置くよう努めなければならない」と記されております。そのため、本市では12名の学校図書館教育支援員を全ての学校に配置しているところでございます。

本市教育委員会といたしましては、本市の「学校図書館教育支援員」と法にあ

る「学校司書」とは職務内容が同一のものと認識しておりますことから、今後、学校図書館教育支援員の校内での呼称については、「学校司書」とするとともに、調整が必要なところについて検討してまいります。

最後に、(3) についてお答えいたします。

学校図書館は、学校での「読書センター」「学習センター」「情報センター」の役割を担っており、子どもたちの読書活動のみならず、情報活用能力・言語能力の育成を支援しております。その中で、学校図書館教育支援員は本と児童・生徒・教職員をつなぐ重要な職務を担っており、学校の教育活動に大きく貢献していただいていると認識しております。今後は、学校図書館教育支援員の業務負担軽減に向け、学校図書館の電子化についても検討してまいります。

待遇につきましては、来年度より雇用形態が会計年度任用職員として位置づけられ、業務量と業務評価により継続雇用を希望していただくことができるようになりましたが、勤務時間、報酬については現状どおりとなる予定でございます。

本市教育委員会といたしましては、本市の子どもたちに豊かな人間性や、未来を生きぬく資質・能力を育む上で、学校図書館教育が大切な役割を果たすと認識しておりますことから、学校図書館教育支援員がやりがいを持って働くことができる環境づくりに向け、待遇の改善についても引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。